

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用調整助成金制度を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
3. 職業能力開発促進センターについては、再就職促進・人材育成など地域に大きく貢献していることを十分に考慮し、引き続き国の責任においてその機能を維持すること。
4. 高卒・大卒就職ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の就職支援策を着実に実行するとともに、新規学校卒業予定者等に対する就職支援を一層強化すること。
5. 中小企業と若手人材との雇用のミスマッチ解消に資する雇用対策を実施すること。
また、職業系高校への専攻科の設置や職業訓練施設に対する支援の強化など、事業者が必要とする人材の育成事業の確立を図ること。
6. 介護・福祉等の分野における再就職・能力開発対策及び建設労働者の雇用確保対策等を着実に推進し、雇用の維持を図ること。
また、季節労働者対策を進めるため、通年雇用の促進、公共事業の平準化等による冬季雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。
なお、季節労働者に対する雇用保険の特例一時金については 40 日の暫定措置を堅持すること。
7. 経済関係団体及び事業者等に対し、雇用の維持・確保、内定取消しの防止、社員寮等の継続的使用などへの対応について、更なる指導・要請の徹底を図ること。

8. シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
9. 営利を目的とせず高齢者等の就労を促進する団体と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること。
10. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
11. 非正規労働者等の生活が安定するよう、待遇改善に向けた必要な措置を講じること。
12. 東日本大震災関係について
被災地等における緊急雇用創出事業を拡充するなど、被災者雇用施策を講じること。